

## 第15号議案

### 令和5年度京都府工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度京都府工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| (1) 給水事業所数  | 37事業所            |
| (2) 年間総給水量  | 10,342,062立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 28,257立方メートル     |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	工業用水道事業収益		327,493千円
第1項	営業収益		273,031千円
第2項	営業外収益		54,462千円
		支	出
第1款	工業用水道事業費用		375,620千円
第1項	営業費用		374,862千円
第2項	営業外費用		257千円
第3項	特別損失		1千円

第 4 項 予 備 費 500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 91,168千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 11,981千円及び過年度分損益勘定留保資金 79,187千円で補填するものとする。）。

収 入

第 1 款 資 本 的 収 入 81,001千円  
 第 1 項 企 業 債 81,000千円  
 第 2 項 固 定 資 産 売 却 代 金 1千円

支 出

第 1 款 資 本 的 支 出 172,169千円  
 第 1 項 建 設 改 良 費 132,081千円  
 第 2 項 企 業 債 償 還 金 39,588千円  
 第 3 項 予 備 費 500千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和 5 年度 工業用水道施設改良事業費	令和 5 年度から令和 6 年度まで	97,000 <small>千円</small>

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため。

限度額	81,000千円
起債の方法	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）
利率	年10.0%以内
償還の方法	(1) 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 (2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 (3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 51,265千円

令和5年2月2日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊